

総務委員長報告

令和5年 3月17日

今期定例会において、総務委員会に付託されました議案12件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて本委員会に付託された部分についてであります。

本案は、専決第1号 令和4年度西都市一般会計予算補正（第16号）について、議会の承認を求めようとするものであります。

歳入については、国庫支出金等で2,082万6千円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第19号 西都市債権管理条例の制定についてであります。

本案は、債権管理事務の適性化と効率化を図るため、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より「債権は、市の財産であることから、その取り扱いは公正・公平でなければならない。よって対象となる債権者に対しては十分な調査、そして精査を行っていただき最終決定していただきたい。」

との意見・要望がありました。

次に、議案第20号 西都市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正による公費負担額の変更に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 21 号 西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

であります。

本案は、学校運営協議会の設置に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 23 号

財政事情作成及び公表に関する条例の一部改正について

であります。

本案は、公表の時期について、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 44 号 令和 5 年度西都市一般会計予算について本委員会に付託をされた部分についてであります。

まず、歳入についてであります。歳入について主なものは、市税は前年度当初比 1.9%増の 31 億 6,193 万円、地方消費税交付金は 1.3%減の 6 億 9,800 万円、地方交付税は 0.9%減の 46 億 3,610 万円、国庫支出金は 2.2%増の 33 億 258 万円、県支出金は 65.1%増の 28 億 9,145 万 9 千円、寄附金はふるさと振興寄附金など前年度予算と同額の 16 億 1 千円、繰入金は 15.7%増の 23 億 3,242 万円、市債は 6.1%増の 5 億 9,448 万円などが計上されております。

次に、歳出についてであります。歳出について主なものは、総務費に、「航空写真撮影及び課税客体調査資料作成業務委託料」などの予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、ある委員より
「自主財源に限りのある本市であるので、ふるさと納税の増大と適正な補助事業活用等で引き続き財源確保に努めていただきたい。」

また、ある委員より「市税の歳入予算にたばこ税が2億2,243万1千円計上されており、前年度対比934万8千円の増額となっている。本市の厳しい財政状況の中で大変ありがたいことである。ぜひとも有効な活用をしていただきたい。」

との意見・要望がありました。

次に、議案第52号

令和5年度西都児湯いじめ問題調査委員会特別会計予算について
であります。

本案は、前年度当初予算と同額の3万8,000円の予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号

令和5年度西都児湯公平委員会特別会計予算について
であります。

本案は、前年度当初予算比33%減の56万2千円の予算が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 財産の無償貸付について
であります。

本案は、市有財産を無償貸付することについて、議会の議決を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 59 号

情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について

であります。

本案は、西都児湯情報公開・個人情報保護審査会に西都児湯環境整備事務組合、高鍋・木城衛生組合及び川南・都農衛生組合を加えるとともに、規約を変更することについて、関係団体と協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 60 号 辺地総合整備計画の変更について

であります。

本案は、東米良・穂北・南方辺地に係る総合整備計画（令和 2 年度から令和 6 年度まで）を変更する必要性が生じたため、議会の議決を得ようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 63 号

令和 5 年度西都市一般会計予算補正（第 1 号）について

本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳入について主なものは、県支出金等で 1 億 5,861 万 2 千円が計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。